

仕 様 書

1. 件名:伊賀市立上野総合市民病院 所有衣類等洗濯業務委託

2. 規格・数量等件名:以下のとおり

	品 名	規格	R3~5年度見込 【延べ洗濯枚数等】 (A)	見積金額(円) [1枚当り洗濯料金] (B)	期間合計(円) (A×B)
1	フェイスタオル		30		
2	バスタオル		110		
3	タオルケット	140*200	420		
4	毛布		20		
5	手術衣上衣		60		
6	手術衣ズボン		20		
7	術前術後衣		4,200		
8	診察衣		3,000		
9	ケーシー (ポロシャツ・術衣上)		450		
10	ズボン		170		
11	検診衣上衣		15,900		
12	検診衣ズボン		11,400		
13	ジャージ上衣		140		
14	ジャージ下衣		50		
15	ジャージ上衣 (検査衣上衣)		100		
16	カーテン(/㎡)		6,300		
小計					
消費税					
合計					

3. 委託場所:伊賀市四十九町地内

4. 委託期間:令和3年4月1日から令和6年3月31日

5. 連絡先:伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課(Tel0595-41-0065)

6. 特記事項

(1)別紙特記仕様書のとおり

(2)契約方法 それぞれの1枚あたりの単価にR3~5年度見込延べ洗濯枚数等を乗じて得た金額の合計額が最も少ない者を落札者とし、契約は合計金額の基になった単価による単価契約とする。

伊賀市立上野総合市民病院所有衣類等洗濯業務委託 特記仕様書

伊賀市立上野総合市民病院 開設者 伊賀市長 岡本 栄（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、甲の乙に対する洗濯の委託に関し、次のとおり洗濯業務を行う。

〈目的〉

第1条 乙は、甲に対して、本特記仕様書の定めるところにより、甲が委託する洗濯物の洗濯及び集配の業務を行い、常に清潔で衛生的に整備された商品を提供するものとし、甲は乙に対し、その対価として洗濯委託料を支払う。

〈納入場所〉

第2条 乙が甲に対して洗濯を委託する商品の納入施設及びその所在場所（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

【施設名】 伊賀市立上野総合市民病院

【所在場所】 三重県伊賀市四十九町 831 番地

〈洗濯物の受渡し〉

第3条 洗濯物の受渡しは、第2条記載の施設内の甲が指定する場所において行うこととし、その都度、数量の確認を行う。

〈委託料〉

第4条 甲が委託する洗濯物の種類及び洗濯料金は、別記（1）記載のとおりとする。また、洗濯、集配日は、甲及び乙協議の上、定める。

2 委託料の算出方法は、別記（1）に基づき当該月末現在の洗濯数を乗じた金額とする。

3 甲は、別途、消費税を負担するものとする。

4 甲が洗濯物の追加、減少又は変更を希望する場合には、その都度、別記（1）の記載を変更するものとする。

〈委託料の変更〉

第5条 本件契約の内容が変更された場合、天災地変・戦争その他の不可抗力により著しい経済的変動が生じた場合その他価格の変更が止むを得ない事情が生じた場合には、乙は、委託料を変更することができるものとする。ただし、乙は事前に、甲と委託料の変更について説明の上、甲の承諾を得なければならない。

〈委託料の請求及び支払〉

第6条 乙は、甲に対し令和3年4月分から毎月末日で締め切り、第4条に基づく委託料を請求する。甲は、この請求翌月末日までに、乙に対して支払う。

〈受託者の必要要件〉

第7条 乙は、財団法人医療関連サービスマーク振興会規定の医療サービスマーク認定（寝具類洗濯）を受けていること。

〈衛生基準の遵守〉

第8条 乙は、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従い、洗濯をする商品

を適正に処理するものとする。

〈健康管理の実施〉

第9条 乙は、洗濯業務に従事する従業員の健康を保持するため、労働安全衛生法に基づき健康診断を行うものとする。

〈商品の納品と運送費の負担〉

第10条 乙が、洗濯した商品の納品は、甲が第2条記載の施設内の指定する場所（院内1か所）において、甲及び乙双方立会いの上行うものとし、その都度、数量の確認を行う。また、洗濯物の集配曜日に関しては、別記（2）記載の「集配作業表」記載のとおりとする。なお、変更が生じる場合には、乙は事前に、甲に変更について説明するものとする。

2 甲の施設への商品の運搬に要する運送費は、乙が負担する。

〈準備資材〉

第11条 洗濯物回収専用の袋及びこの袋を掛ける専用ワゴンが必要数量用意すること。納品に使用するスタンドを必要数量用意すること。

〈ウイルスの感染防止〉

第12条 甲が乙にウイルス感染の危険のある本件商品の洗濯を委託する場合には、やむを得ない場合を除いて、その消毒は甲の施設内で行うことを原則とする。

2 前項における例外として、乙において消毒前のウイルス感染の危険のある商品の洗濯を行うときは、甲は、ウイルス感染の危険がある洗濯物である旨を表示の上、密閉した容器に収納して持ち出すなど他に感染するおそれのないよう細心の注意を払って取り扱うものとする。

〈守秘義務〉

第13条 甲乙及び双方の従業員は、業務上知り得た（相手方の）業務内容・秘密を他にもらしてはならない。

2 甲乙は協力し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令・ガイドライン等に従い、患者等の個人データの安全管理義務等を果たさなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律第23条を遵守し同条に従い、甲に対し乙の従業員の個人情報に関わる資料等の提供をする。

〈紛失賠償金〉

第14条 乙は、甲から預かった洗濯物の紛失、取扱上の過失による破損・滅失その他乙の責により生じた商品の損害については、甲に対して、その実費を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が使用する白衣類の盗難・紛失、火災又は風水害等による損失を填補するため、乙は、その負担において、損害保険に加入するものとする。

〈委託期間〉

第15条 本業務の委託期間令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。

〈契約保証〉

第16条 乙は天災地変・労働争議その他のやむを得ない事情により、一時的に本契約の履

行ができなくなった場合でも甲の業務に支障のないように、予め業務代行体制の整備等、必要な措置を講じておかなければならない。

〈研修参加〉

第 17 条 委託者が実施する院内における全職員対象の研修会に従事者を参加させること。

〈協議事項〉

第 18 条 甲及び乙は、本仕様書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、信義と誠実に従って協議の上、決定する。

別記(1)

洗濯料金

品名	規格	1枚当り洗濯料金	備考
フェイスタオル			
バスタオル			
タオルケット	140*200		
毛布			
手術衣上衣			
手術衣ズボン			
術前術後衣			
診察衣			
ケーシー (ポロシャツ・術衣上)			
ズボン			
検診衣上衣			
検診衣ズボン			
ジャージ上衣			
ジャージ下衣			
ジャージ上衣 検査衣上衣)			
カーテン(/㎡)			

別記(2)

集配作業表

集配曜日	作業アイテム	洗濯工場	作業	納品場所	引取場所
月・木曜日	病院私物衣類		納引き	地下リネン庫	地下倉庫5 (不潔倉庫)